

千葉県都市文化賞実施要綱・要領

千葉県都市局都市部都市計画課

(都市デザイン室)

千葉県都市文化賞実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、すぐれた都市景観の形成に寄与していると認められる建築物及びその他の工作物等を表彰することにより、地域の特性を活かした魅力ある景観形成と都市文化の向上に対する市民意識の高揚を図り、もって魅力ある街づくりに資することを目的とする。

(都市文化賞)

第2条 この賞は、豊かな緑や水辺など地域の特性を活かした魅力ある都市景観の形成に寄与していると認められる建築物及びその他の工作物等の施主、設計者、施工者及び団体又は個人に対し、千葉県都市文化賞（以下「都市文化賞」という。）を授与する。

(表彰部門等)

第3条 都市文化賞の表彰は、次の3部門とする。

- (1) 景観まちづくり部門
- (2) 景観広告部門
- (3) 建築文化部門

(表彰対象物等)

第4条 都市文化賞の対象は、それぞれ次のいずれかの要件を満たしているものとする。

(1) 景観まちづくり部門

- ア 周辺環境に配慮しており、すぐれた景観を創り出し、地域文化の向上に寄与しているところ。
- イ 建築物を主体とし優れた景観が形成されているところ。ただし、年数等は問わないものとする。
- ウ 緑と建築が融合しているところ。
- エ 風格のある建築群に配慮しているところ。
- オ 小道具等の施設が設置されていることにより、その地区の景観が良好に創出されているところ。ただし、設置年、経年数は問わないものとする。
- カ 既存建築物又は建築物群の景観の向上が図られている地区。
- キ 良好な都市景観を形成・維持・保全の活動。
- ク アからキに定めるもののほか、この賞の趣旨に沿うと思われるもの

(2) 景観広告部門

- ア 周辺環境に配慮しており、すぐれた景観を創り出し、地域の景観に調和している屋外広告物。ただし、設置年、経年数は問わないものとする。
- イ デザインや風合い等が優れている屋外広告物。
- ウ 時代の象徴、地域のシンボリックな屋外広告物。

エ アからウに定めるもののほか、この賞の趣旨に沿うと思われるもの

(3) 建築文化部門

都市文化賞の対象となる建築物は、おおむね推薦時の前3年以内に完成（増築・改築・リフォーム等を含む。）し、現に居住あるいは使用している建築物で、次のいずれかの要件を満たしているものとする。

ア 意匠、形態、色彩、材質等に工夫がみられ、機能的にすぐれているもの

イ 高齢者・身体障害者等の円滑な利用に配慮しているもの

ウ 省エネなど地球環境にやさしく配慮しているもの

エ 改修等により、地域への安全安心を確保しているもの（耐震・耐火等）

オ アからエに定めるもののほか、この賞の趣旨に沿うと思われるもの

（都市文化賞表彰選考）

第5条 推薦を受けた建築物及び工作物等については、千葉市景観総合審議会設置条例（平成22年千葉市条例第103号）の定めるところにより、千葉市景観総合審議会（以下「審議会」という。）において設置した千葉市都市文化賞表彰選考部会（以下「表彰選考部会」という。）で審査し、都市文化賞の選考を行う。

2 審査及び選考方法は、表彰選考部会が定める。

3 表彰選考部会は、選考結果を市長に報告する。

（組織等）

第6条 表彰選考部会の委員は、審議会の委員のうちから審議会の会長が指名する。

（都市文化賞の決定）

第7条 都市文化賞は、表彰選考部会の報告を経て、市長が決定する。

（表彰）

第8条 表彰は、市長が表彰選考部会の選考した建築物及び工作物等の施主・設計者・施工者及び団体等に対し、表彰状を授与することとする。

2 表彰は、表彰が決まった日の属する年度内に市長が行う。

（応募期間等）

第9条 応募期間及び方法等については、別に定める。

（庶務）

第10条 表彰選考部会の庶務は、都市局都市部都市計画課都市デザイン室において行う。

（委任）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

千葉市都市文化賞実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市都市文化賞実施要綱（以下「要綱」という。）に定めがあるものを除くほか、要綱の実施について必要な事項を定めるものとする。

(応募期間等)

第2条 都市文化賞の応募期間は、7月1日より9月30日までの3ヶ月間とする。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。

(応募方法)

第3条 応募方法は、応募対象物等の名称・所在地・推薦理由・推薦者の氏名等、所定の事項を応募用紙（別紙）に記入のうえ、提出（郵送、メール、電子申請可）により行うものとする。

(応募先)

第4条 前条の応募用紙は、都市局都市部都市計画課都市デザイン室へ提出するものとする。

(通知)

第5条 市長は、都市文化賞を決定したときは、速やかに施主・設計者・施工者・推薦者に通知するものとする。

(応募書類の取扱)

第6条 応募に際して提出した書類は、受付後に返却を行わないものとする。

(会議の非公開)

第7条 表彰選考部会は、千葉市情報公開条例施行規則（平成12年千葉市規則第95号）第12条第1項第2号により千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第7条第2号、第3号及び第5号に該当するため、非公開とする。

附 則

この要領は、平成23年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。